

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (一般委託)

契約番号：7703

件 名	海老名市立小学校電気設備維持管理及び保守 (北部)	
履行場所	海老名市国分南三丁目 12 番 3 号ほか 6 箇所	
期 間	令和 8 年 1 月 7 日 ～ 令和 11 年 1 月 31 日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり ○長期継続契約 ○入札は期間全体の税抜金額	
予定価格	11,018,700 円 (税込)	10,017,000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格 (50%) 未満の場合 ※ただし、予定価格 (税込) 100 万円以下の案件は除く。	<u>契約締結にあたっての制限等</u> ○ 前払金額の制限 契約金額の 15%以内 (海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限ります。) ※前払金の上限金額は 5,000 万円以下 ○ 業務主任者及び管理技術者の他案件 (本市入札案件) との兼任不可 <u>契約保証</u> 契約金額の 30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 (ア) 金融機関又は保証事業会社の保証 (イ) 公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド) (ウ) 履行保証保険契約の締結 (定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	450 電気通信設備保守管理委託	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第 1 区分	第 1・第 2 区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○管理技術者として、電気主任技術者を配置すること。	
	落札数制限	あり (第 1 区分及び第 2 区分の同日開札の一般委託で、2 件まで)	
配置技術者について		本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。	
事前提出書類 (システム添付)		参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 <u>ファイルは一つにまとめてください。</u> ○「配置技術者等の資格・実績等調書」(本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出) ・配置技術者の資格及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類 ※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号 (3 箇所) にマスキング(黒塗り)をして提出してください。	

**落札候補者が
提出する書類**
(FAX046-232-6574)

開札後、落札候補者は次の書類を F A X で提出してください。
(落札候補者決定の翌開庁日午前 10 時まで。詳細は開札後 FAX で通知します。)
○[年度別支払金額内訳書](#) (本概要書添付の内訳書を使用してください)
○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び 3 ヶ月以上の雇用を確認できる書類

海老名市立小学校電気設備維持管理及び保守(北部) 仕様書

発注者(以下「甲」、という。)と受注者(以下、「乙」という。)との間における、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」という。)の委託内容は、次のとおりとする。なお、本仕様書の履行細目は、別に定める電気事業法第42条第1項に規定する保安規程に基づくものとする。

第1条(契約対象自家用電気工作物の概要)

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 事業場の名称 | 海老名市立海老名小学校 |
| ア 事業場の所在地 | 神奈川県海老名市国分南三丁目 12 番 3 号 |
| イ 需要設備 | |
| (ア) 受電電圧 | 6,600 ボルト |
| (イ) 設備容量 | 400 キロボルトアンペア |
| (ウ) 非常用予備発電装置 | |
| a 発電機定格出力 | 8 キロワット(单相) |
| b 発電機定格電圧 | 100/200 ボルト |
| c 原動機の種類 | ディーゼル エンジン |
| | |
| (2) 事業場の名称 | 海老名市立柏ヶ谷小学校 |
| ア 事業場の所在地 | 神奈川県海老名市柏ヶ谷 1090 番地 |
| イ 需要設備 | |
| (ア) 受電電圧 | 6,600 ボルト |
| (イ) 設備容量 | 175 キロボルトアンペア |
| (ウ) 非常用予備発電装置 | |
| a 発電機定格出力 | 8 キロワット(单相) |
| b 発電機定格電圧 | 100/200 ボルト |
| c 原動機の種類 | ディーゼル エンジン |
| | |
| (3) 事業場の名称 | 海老名市立有鹿小学校 |
| ア 事業場の所在地 | 神奈川県海老名市河原口三丁目 13 番1号 |
| イ 需要設備 | |
| (ア) 受電電圧 | 6,600 ボルト |
| (イ) 設備容量 | 150 キロボルトアンペア |
| (ウ) 非常用予備発電装置 | |
| a 発電機定格出力 | 8 キロワット(单相) |
| b 発電機定格電圧 | 100/200 ボルト |
| c 原動機の種類 | ディーゼル エンジン |

(4) 事業場の名称 海老名市立上星小学校
ア 事業場の所在地 神奈川県海老名市上今泉一丁目 23 番 1 号
イ 需要設備
(ア) 受電電圧 6,600 ボルト
(イ) 設備容量 175 キロボルトアンペア
(ウ) 非常用予備発電装置
a 発電機定格出力 8 キロワット(单相)
b 発電機定格電圧 100/200 ボルト
c 原動機の種類 ディーゼル エンジン

(5) 事業場の名称 海老名市立東柏ヶ谷小学校
ア 事業場の所在地 神奈川県海老名市東柏ヶ谷六丁目 9 番 7 号
イ 需要設備
(ア) 受電電圧 6,600 ボルト
(イ) 設備容量 500 キロボルトアンペア
(ウ) 非常用予備発電装置
a 発電機定格出力 8 キロワット(单相)
b 発電機定格電圧 100/200 ボルト
c 原動機の種類 ディーゼル エンジン

(6) 事業場の名称 海老名市立今泉小学校
ア 事業場の所在地 神奈川県海老名市上今泉 2028 番地
イ 需要設備
(ア) 受電電圧 6,600 ボルト
(イ) 設備容量 425 キロボルトアンペア
(ウ) 非常用予備発電装置
a 発電機定格出力 8 キロワット(单相)
b 発電機定格電圧 100/200 ボルト
c 原動機の種類 ディーゼル エンジン

(7) 事業場の名称 海老名市立杉本小学校
ア 事業場の所在地 神奈川県海老名市国北四丁目 10 番 1 号
イ 需要設備
(ア) 受電電圧 6,600 ボルト
(イ) 設備容量 125 キロボルトアンペア
(ウ) 非常用予備発電装置
a 発電機定格出力 8 キロワット(单相)
b 発電機定格電圧 100/200 ボルト
c 原動機の種類 ディーゼル エンジン

第2条(委託管理業務の内容)

乙が実施する保安管理業務及びこれに伴い甲が実施する業務は、次項及び第3項を除き次の各号によるものとする。

- (1) 甲は、第1条の事業場について乙の保安管理業務を実施する者(個人事業者の場合は「電気管理技術者」、法人の場合は「保安業務担当者」という。以下、同じ。)と面接等を行い、その者が委託契約時に提出された書面に明記された本人であることを確認すること。
 - (2) 乙の電気管理技術者又は保安業務担当者は、甲の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、甲に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約時に提出された書面に明記された電気管理技術者又は保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
 - (3) 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (4) 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。
 - (5) 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、第3条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。
 - (6) 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を甲に報告すること。また経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について甲に指示又は助言すること。甲は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。
 - (7) 乙は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは電力供給会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電禁止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて、乙は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様な事故・故障の再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、甲に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。
 - (8) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- 2 甲は、前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する電気工作物については、乙と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、甲は、乙の監督の下に点検等を行い、乙は、その記録の確認を行うこと。また、乙は、甲の求めに応じ、助言を行うものとする。このほか、乙は、当該電気工作物の保安について、甲に対し指示又は助言ができるものとする。
- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次のア～オのいずれかに該当する自家用電気工作物
 - ア 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - イ 消防法の規定に基づき、消防設備士免状を有する者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ウ 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機器

- エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
 - オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器
- (2) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な次のア～オのいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物
- ア 立入に危険を伴う場所
 - イ 情報管理のため立入が制限される場所
 - ウ 衛生管理のため立入が制限される場所
 - エ 機密管理のため立入が制限される場所
 - オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
- (3) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- 3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、甲が確認を行うものとする。

第3条(点検の頻度及び点検項目)

第2条第1項に定める乙が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について別表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとする。

- (1) 月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- (2) 年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- (3) 臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生するおそれがあると判断したときに点検を実施するものである。
- (4) 点検回数はア～ウのとおりとする。

ア 月次点検	毎月1回
イ 年次点検	毎年1回
ウ 臨時点検	必要の都度
- (5) 臨時点検は回数に関わらず、原則、本業務に含むものとする。
- (6) 年次点検は各年度内(4月1日～3月31日の間)に実施するものとする。
- (7) 年次点検の日程は、学校と協議するものとし、鍵の受け渡し等について事前に協議し、業務に支障がないように実施するものとする。

【需要設備】

項 目 対象設備等	月次点検	年次点検
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 <測定項目> 電圧、負荷電流測定 B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定 保護継電器の動作特性試験 及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
<受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等		
<受・配電設備>		
<接地工事> 接地線、保護管等		
<構造物> 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等		
<非常用予備発電装置> 原動機、発電機、始動装置等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定 保護継電器の動作特性試験 及び保護継電器と遮断器の連動動作試験 自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧周
<蓄電池設備>	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> 蓄電池電圧測定	波数(回転数)の異常の有無 左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
<負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

- 2 第2条第1項に定める甲の通知を受けて行う工事期間中の点検の頻度は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とする。
- 3 乙は、(1)の月次点検のほか、甲に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこと。
- 4 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は 50mA とする)以上の漏えい電流が発生している旨の警報(以下「漏えい警報」という。)を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。)に乙は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこと。
 - (1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
 - (2) 警報発生時の記録を3年間保存する。
- 5 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

第4条(連絡責任者等)

- 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故等がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
 - 3 甲は、第1項及び前項による通知の内容変更が生じた場合は、乙に変更の内容を通知するものとする。
 - 4 甲は、必要に応じて連絡責任者又は代務者を乙が行う保安管理業に立ち会わせることとする。
 - 5 甲は、需要設備が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として電気第1種工事士又はそれと同等以上の資格等を有する者をあてるものとする。

第5条(甲及び乙の協力及び義務)

- 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項 については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- 2 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

第6条(保安業務担当者等の資格等)

- 保安業務担当者等の資格等については、次の(1)～(3)のとおりとする。
- (1) 乙は、保安業務担当者等として、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
 - (2) 乙は、病気その他やむを得ない場合、他の電気事業法施工規則に適合する者に、保安管理業務の代行又は一部を実施させることができるものとする。

- (3) 保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (4) 管理技術者には、電気主任技術者の資格者を配置すること。

第7条(記録の保存)

乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録は、甲乙双方において3年間保存するものとする。

第8条(損害賠償)

乙の故意又は過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負わなければならない。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではない。

2 乙の甲に対する損害賠償額は、乙が加入している保険契約に基づき保険会社から給付される金額とする。

第9条(機密の保持)

乙は、業務上知り得た甲の機密を他に漏らしてはならない。

第10条(支払い方法)

支払い方法は2か月毎とする。甲は、乙の当該月分の請求後30日以内に支払うものとする(4・5月分、6・7月分、8・9月分、10・11月分、12・1月分、2・3月分)。なお、年次点検の点検料は検査終了後の月次点検の請求に含めるものとする。

第11条(環境配慮)

乙は、本作業を行うにあたり、「海老名環境マネジメントシステム」を遵守するものとする。

第12条(道路通行)

海老名小学校における業務のために県道杉久保・座間線を使用する際には、海老名警察署の許可が必要であることから、契約締結後、速やかに申請手続きを行うこと。

第13条(契約期間における設備変更)

電気事業者が設置している電力需給用計器用変成器等の更新が見込まれているため、停電時期を合わせる等考慮し、上記記載の更新業務に必要な停電作業は本業務に含むものとする。

下記、電気事業者から提示されている期間を記載する。

(海老名小学校 令和11年2月まで 東柏ヶ谷小学校 令和9年2月まで)

第14条(契約事項の解釈等)

契約事項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲と乙は誠意を持って協議するものとする。

令和7～10年度

数 量 書

件名	海老名市立小学校電気設備維持管理及び保守（北部）
履行場所	海老名市国分南三丁目12番 3 号ほか6箇所
履行期間	令和8年1月7日から令和11年1月31日まで （長期継続期間：令和8年2月1日～令和11年1月31日）
設計金額	<u>金 円也</u>
業務概要	小学校（北部）に設置している自家用電気工作物の工事、 維持及び運用に関する保安の監督に係る業務
備考	

内 訳 明 細 書

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
海老名小学校	月次点検 301kVA～500kVA	36	ヵ月			
海老名小学校	年次点検 301kVA～500kVA	3	回			
柏ヶ谷小学校	月次点検 ～300kVA	36	ヵ月			
柏ヶ谷小学校	年次点検 ～300kVA	3	回			
有鹿小学校	月次点検 ～300kVA	36	ヵ月			
有鹿小学校	年次点検 ～300kVA	3	回			
上星小学校	月次点検 ～300kVA	36	ヵ月			
上星小学校	年次点検 ～300kVA	3	回			
東柏ヶ谷小学校	月次点検 301kVA～500kVA	36	ヵ月			
東柏ヶ谷小学校	年次点検 301kVA～500kVA	3	回			
今泉小学校	月次点検 301kVA～500kVA	36	ヵ月			
今泉小学校	年次点検 301kVA～500kVA	3	回			
杉本小学校	月次点検 ～300kVA	36	ヵ月			
杉本小学校	年次点検 ～300kVA	3	回			
小 計						
消 費 税 相 当 額						
合 計						

年度別支払金額内訳書

件名	海老名市立小学校電気設備維持管理及び保守（北部）
契約金額（総額） ※税込で記載	円
履行期間	令和8年2月1日から令和11年1月31日まで

契約金支払内訳書

令和7年度 小計		(税込)
----------	--	------

年 月	支払金額（税込）	備 考
令和8年2・3月分		

令和8年度 小計		(税込)
----------	--	------

年 月	支払金額（税込）	備 考
令和8年4・5月分		
令和8年6・7月分		
令和8年8・9月分		
令和8年10・11月分		
令和8年12月・ 令和9年1月分		
令和9年2・3月分		
年次点検分		

令和9年度 小計		(税込)
----------	--	------

年 月	支払金額 (税込)	備 考
令和9年4・5月分		
令和9年6・7月分		
令和9年8・9月分		
令和9年10・11月分		
令和9年12月・ 令和10年1月分		
令和10年2・3月分		
年次点検分		

令和10年度 小計		(税込)
-----------	--	------

年 月	支払金額 (税込)	備 考
令和10年4・5月分		
令和10年6・7月分		
令和10年8・9月分		
令和10年10・11月分		
令和10年12月・ 令和11年1月分		
年次点検分		

配置技術者等の資格・実績等調書

認定番号

商号又は名称

※同一開札日の案件において、配置技術者等の要件が同じで、同じ技術者で申請する場合は、技術者の添付書類は、最初の案件に1部添付で可とします。

※原則配置技術者の変更はできません。

入札案件名	(契約番号)
配置技術者等の要件 ※入札案件概要書からその他の要件の内容を転記	

氏名	
資格等名称・番号等	
資格等発行機関	
雇用年月日	年 月 日
当該業務の経験年数	
従事実績の概要 ※参加条件として実績を指定していない場合は記入不要	
契約件名	
発注者	
契約金額	
履行期間	
業務内容ほか	
添付書類 ※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載	☐ 資格等を確認できる書類 (必須)
	☐ 恒常的・継続的な雇用の確認できる書類 (必須) (原則として、健康保険被保険者証の写し)
	☐
	☐
※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。	

担当者様

連絡先